

## 【ご紹介】TV会議システムについて

**本部**(大阪府吹田市)、**大阪事務所**(大阪府大阪市)、**東京事務所**(東京都港区新橋)の3拠点を繋いで打合せができるTV会議システムをご利用頂けます。  
**大阪事務所**や**東京事務所**での打合せについては、これまでどおり対応させていただきますが、その他にも**東京事務所**ではTV会議による打合せも対応可能です\*。  
 TV会議システムの利用をご検討される場合、まずは性能評価課の担当者までご連絡ください。

\* : 外部直接接続にも対応できます。



TV会議システム (イメージ)



### TV会議システムを利用するメリット

- ✓ GBRC職員が東京事務所まで移動しなくても打合せが出来るので、より多くの候補日から打合せ日を設定することができます。
- ✓ 外部直接接続を利用すれば、申請者様も自社にいながら打合せを行うことが可能です(なお、一定の作業環境が必要になります)。

## トピックス

▶▶ 2ページ目

### 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書

Vol.01において、本書の概要について紹介しました。Vol.03に続き、指定建築材料の一つであるコンクリートに注目して説明します。

## 【認定情報】大臣認定期間・大臣認定申請方法

2016年10月現在、国交省へ大臣認定を申請してから

**約2ヶ月後**には認定書が交付されております。

なお、国交省への大臣認定の申請では、『自社申請』または『GBRCによる代理申請』を選択できます。



#### ☑ 自社申請 注1)

申請者様が自ら申請を行います。『国交省へ直接持ち込み、対面により受け付けてもらう方法』に加え、『郵送による申請書類の提出』も新たに選択できるようになりました。郵送による申請書類の提出をご希望される場合、まずはGBRCへお問合せ下さい。

注1) : 郵送による申請書類の提出では、申請書類の内容について確認する必要がある場合、国交省担当者が申請者へ電話等による連絡をとることがあります。

#### ☑ 代理申請 注2)

申請者に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明、申請後の国交省からの問合せ等に適切に対応します。

注2) : 交通費等負担金として、1件あたり1万5千円を申し受けます。



## 〔トピックス〕 建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い

Vol.01 では、『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』の中で、指定建築材料の一つであるコンクリートの取扱いについて記載されていることを紹介し、Vol.03 では、Vol.01 で説明した記載内容(全6項目。右図参照)のうち、一つ目の①について説明しました。

今回は、Vol.01 で説明した記載内容(全6項目。右図参照)のうち、二つ目の②について説明します。

### ② JIS A 5308に適合するコンクリートを使用する場合のポイント

建築基準法第37条第一号および平成12年建設省告示第1446号(最終改正日:平成28年6月13日)では、JIS A 5308:2014(ただし、回収骨材を使用するものを除く)に適合することを求めています。

### Vol.01 で挙げたポイント(全6項目)

- ① JIS A 5308に適合するコンクリートと、認証指針に基づいて JIS A 5308の認証を受けたコンクリートとの違いについて
- ② JIS A 5308に適合するコンクリートを使用する場合のポイント
- ③ JIS A 5308の「7.4 混和材料」に該当する材料について
- ④ JIS A 5308の規定に明示的には含まれない種類の材料を使用する場合の留意点
- ⑤ 建築基準法第37条が適用されないプレキャストコンクリート部材に対する民間の第三者機関による品質保証制度について
- ⑥ 関連するJIS規格等が改正された場合の考え方について

## JIS A 5308:2014 (ただし、回収骨材を使用するものを除く) に適合するコンクリート

### JISマークが付される コンクリート

GBRCのような登録認証機関から、JIS Q 1001とJIS Q 1011に基づき、JIS A 5308の認証を受けたコンクリート。JIS社内規格で標準化されているコンクリートが該当する。  
納入伝票にJISマークを付けることができるため、JIS A 5308に適合することを容易に確認できる。

### JISマークが付されない コンクリート

JIS A 5308の規定を満足するが、登録認証機関からJIS Q 1001とJIS Q 1011に基づいた認証を受けていないコンクリート。確認申請時に、建築主事や、GBRCのような建築確認検査機関の確認検査員がJIS A 5308に適合していると判断できれば、建築物の基礎や主要構造部等に使用することが可能となる。

この場合、コンクリートの製造業者や施工業者、工事監理者は、JIS A 5308の規格の内容に全て当てはまることを客観的に示す試験成績書や受入検査記録等、JIS A 5308への適合性を十分に説明できる資料を事前に作成し、建築主事や、建築確認検査機関の確認検査員から確認を求められた際には速やかに提示できるように準備しておかなければならない。

なお、JIS A 5308の規格の範囲内において、JISマークが付されないコンクリートについて適合確認を行う際の品質項目とその検査方法等は、登録認証機関による認証と同様、JIS A 5308の規格を基に、JIS Q 1001とJIS Q 1011によることとなる。



## 【 雛形 】 生コン工場単独申請 最新バージョン

2016年10月現在、別添等の雛形の最新版は、**ver. 11.1** です。申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。お手元にお持ちでない方は、ご連絡いただければ対応させていただきます。

## JIS規格の制定および改正

2016年4月から9月の間に、制定または改正、追補が発行されたJIS A 5308に関連する主なJIS規格は、下記のとおりです。

改正

JIS A 5011-2 コンクリート用スラグ骨材  
- 第2部:フェロニッケルスラグ骨材  
JIS A 5011-3 コンクリート用スラグ骨材  
- 第3部:銅スラグ骨材

追補

JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H  
JIS A 5022 再生骨材Mを用いたコンクリート  
JIS A 5022 再生骨材Lを用いたコンクリート

## 【 性能評価委員会 】 スケジュール

2016年11月から2017年3月の開催日程 (予定日) は、下表のとおりです (GBRCのホームページでもご確認頂けます)。

	11月	12月	1月	2月	3月
事前検討会 (大阪) 注1) 注2)	8日	6日	17日	14日	14日
事前検討会 (東京) 注1) 注2)	10日	8日	19日	23日	16日
承認委員会 (大阪) 注3)	21日	19日	20日	27日	27日

注1) 2016年11月から、これまでの『事前検討委員会』に代わり、『事前検討会』へ名称が変更されます。なお、確認内容等については、これまでと同じです。また、事前検討会には、これまでと同様に、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) TV会議システムを使用する場合があります。

注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

### 〔 編集後記 (津平) 〕

日本は火山の国とも言われており、北海道から九州まで、その数は100を超えます。これだけの数の火山があれば、噴火した際に流れ出る溶岩も多種多様です。表面形態による溶岩の分類では、流動性に富んだ溶岩を『パホイホイ溶岩』、粘性が高く、時には山のように盛り上がる溶岩を『アア溶岩』としており、火山自身の形状だけでなく、その周辺の地形や生態系にも大きな影響を与えます (『パホイホイ』や『アア』は、もともとハワイ原住民の言葉です)。

一方、流動性や粘性はコンクリートにとっても非常に重要な性能であり、アア的なものからパホイホイ的なものまで様々です。最近では、増粘成分を含む高性能AE減水剤を用いた高流動コンクリートの評価案件が徐々に増えてきています。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課  
担当者：坂本、津平、安田  
連絡先：TEL 06(6966)7600  
FAX 06(6966)7680  
E-mail：[seinou3@gbrc.or.jp](mailto:seinou3@gbrc.or.jp)